

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、個人住民税の賦課に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

吹田市の個人住民税システムでは、操作員の生体認証を行うなど、セキュリティ対策を一層強化し、個人情報の適正な取扱いの確保を図る。

評価実施機関名

大阪府吹田市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	【業務全体概要】 1 課税準備事務 (1)個人基本状況の整理 住民基本台帳に記載されている情報及び住登外登録されている情報から賦課期日時点の現況の反映を行う。 (2)住民税申告書提出依頼の発送 申告が必要な者に対し住民税申告書の提出依頼を発送する。 2 課税資料受付事務 (1)給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) (2)住民税申告書の受付及び確定申告書、法定資料の受付(紙、国税連携電子データ) (3)公的年金等支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) (4)他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。 3 当初賦課事務 課税資料として受付けた個人ごとの課税資料から賦課内容を決定し、税額の計算及び徴収区分等の決定を行い、納税通知書を作成し、発送する。 4 賦課更正事務 当初賦課後に、課税資料や調査により賦課内容を変更した場合、変更した内容を通知する。 5 調査事務 (1)扶養調査 扶養申告内容について申告内容に誤りがないか調査し、申告誤りがある場合には賦課内容の更正を行う。 (2)税務署通知 調査により賦課決定内容に更正が発生する場合、税務署側でも所得税の修正を行う必要があるため、市が把握した更正内容を所轄の税務署へ通知する。 6 証明書交付事務 交付申請に基づき、課税所得証明書を交付する。 【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に従い、以下の事務で取り扱う。 1 個人番号の取得 (1)住登外システムから個人番号を取得する。 (2)課税資料に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得し、住民基本台帳ネットワークCS端末より、個人番号を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。 (3)未登録であった場合、住民基本台帳ネットワークCS端末より、4情報(氏名、住所、性別、生年月日)を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。 2 個人番号の利用 (1)本人確認(真正性確認) 本人確認の際、個人住民税システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。 (2)個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付設) 課税資料に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。 (3)帳票への印字 申告書及び納税通知書等に個人番号を出力する。(当面は出力しない。) 3 特定個人情報の提供 個人番号を含むデータを団体内統合宛名システムへアップロードし、団体内統合宛名システムから中間サーバへ送信する。 4 特定個人情報の利用 (1)中間サーバを通じ生活保護受給情報の照会等を行う。 (2)中間サーバを通じ障害者手帳等情報の照会等を行う。 (3)中間サーバを通じ他自治体の個人住民税納税義務者の所得情報の照会等を行う。 (4)中間サーバを通じ他自治体の個人住民税納税義務者の扶養関係情報の照会等を行う。 <中間サーバ・団体統合宛名システムにおける事務の内容>

	1 新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(団体統合宛名システム要件) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(団体統合宛名システム、中間サーバ要件) 3 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(団体統合宛名システム、中間サーバ要件)
③システムの名称	個人住民税システム、宛名システム、ズバット課税状況、地方税ポータルシステム(eLTAX)、国税連携システム、住民税課税支援システム、共通基盤システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、住登外システム、住民基本台帳ネットワークシステム、証明書交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表24の項に規定された事務 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条 以上の法令上の根拠より、個人住民税の賦課に関する事務において個人番号を利用する。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項: 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人情報利用事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの: 48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務部 市民税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 市民部 市民総務室 情報公開担当 電話: 06-6384-1456

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒564－8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 税務部 市民税課 電話:050-1721-2523
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	--	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為のミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為のミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・入力作業員、審査作業員を異なる担当者で行い入力ミスを軽減する ・特定個人情報に記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。 ・窓口で対面にて受け取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。 ・特定個人情報が記録された電子データについて、媒体を使用する場合は定められた担当者が作業を行うこととする。担当者は電子記憶媒体を使った事務が完了したら、速やかに電子記憶媒体から電子データを消去する。 これらの対策を講じていることから、人為のミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
--------------	-------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月18日	5. 評価実施機関における担当部署	①部署 市民生活部 税務室 税制課 ②所属長 上村里三	①部署 税務部 税制課 ②所属長 當 義久	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年11月18日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 吹田市役所 市民生活部 市民相談室 情報公開課	請求先 吹田市 市民部 市民総務室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年11月18日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	連絡先 吹田市役所 市民生活部 税務室 税制課	連絡先 吹田市 税務部 税制課 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1243	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年11月18日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成27年4月1日	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年11月18日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成27年4月1日	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成29年9月6日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成29年9月6日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成28年8月1日	いつの時点の計数か 平成29年8月1日	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年8月24日	表紙 特記事項	吹田市は、現在、税務システムについて再構築を進めているところである。新システムでは、操作員の生体認証を行うなど、セキュリティ対策を一層強化し、個人情報の適正な取扱いの確保を図る。	吹田市の税務システムでは、操作員の生体認証を行うなど、セキュリティ対策を一層強化し、個人情報の適正な取扱いの確保を図る。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年8月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成31年3月11日	5. 評価実施機関における担当部署	<新規>	課長	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成31年3月11日	1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成30年9月1日	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成31年3月11日	2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成30年9月1日	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成31年3月11日	Ⅳリスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和1年11月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納システム、滞納整理システム、宛名システム、ズバツと課税状況、地方税ポータルシステム(eLTAX)、国税連携システム、イメージ管理システム、固定資産評価支援システム、家屋評価システム、共通基盤システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住登外システム、住民基本台帳ネットワークシステム	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納システム、滞納整理システム、宛名システム、ズバツと課税状況、地方税ポータルシステム(eLTAX)、国税連携システム、イメージ管理システム、固定資産評価支援システム、家屋評価システム、共通基盤システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住登外システム、住民基本台帳ネットワークシステム、証明書交付システム、課税職人エキスパート9	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	いつの時点の計数か 令和元年8月1日	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和1年11月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成31年2月1日	いつの時点の計数か 令和元年8月1日	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年9月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・第19条第8号	・第19条第9号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号: (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項): 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 <別表第2における情報照会の根拠> ①番号法第19条第7号	・第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号: (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項): 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 <別表第2における情報照会の根拠> ①番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月3日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計数か 令和元年8月1日	いつの時点の計数か 令和3年9月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和3年9月3日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計数か 令和元年8月1日	いつの時点の計数か 令和3年9月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納システム、滞納整理システム、宛名システム、ズバット課税状況、地方税ポータルシステム(eLTAX)、国税連携システム、イメージ管理システム、固定資産評価支援システム、家屋評価システム、共通基盤システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住登外システム、住民基本台帳ネットワークシステム、証明書交付システム、課税職人エキスパート9	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納システム、滞納整理システム、宛名システム、ズバット課税状況、地方税ポータルシステム(eLTAX)、国税連携システム、住民税課税支援システム、固定資産評価支援システム、家屋評価システム、共通基盤システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住登外システム、住民基本台帳ネットワークシステム、証明書交付システム、課税職人エキスパート9	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	税務部 税制課	税務部 市民税課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和6年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ連絡先	〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 税務部 税制課 電話:06-6384-1243	〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 税務部 市民税課 電話:06-6384-1248	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計数か 令和3年9月1日	いつの時点の計数か 令和6年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計数か 令和3年9月1日	いつの時点の計数か 令和6年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年3月31日	評価書名	地方税の賦課・徴収に関する事務 基礎項目 評価書	個人住民税の賦課に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年3月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	吹田市は、地方税の賦課・徴収に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	吹田市は、個人住民税の賦課に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	地方税の賦課・徴収に関する事務	個人住民税の賦課に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【業務全体概要】 地方税法、市税条例等に従い以下の事務を行う。 ①個人住民税事務 ②固定資産税事務 ③軽自動車税事務 ④収納事務 ⑤滞納整理事務	【業務全体概要】 1 課税準備事務 (1)個人基本状況の整理 住民基本台帳に記載されている情報及び住 登外登録されている情報から賦課期日時点の 現況の反映を行う。 (2)住民税申告書提出依頼の発送 申告が必要な者に対し住民税申告書の提出 依頼を発送する。 2 課税資料受付事務 (1)給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、 eLTAX) (2)住民税申告書の受付及び確定申告書、法 定資料の受付(紙、国税連携電子データ) (3)公的年金等支払報告書の受付(紙、電子媒 体、eLTAX) (4)他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料をまと めて送付する。 3 当初賦課事務 課税資料として受付けた個人ごとの課税資料 から賦課内容を決定し、税額の計算及び徴収 区分等の決定を行い、納税通知書を作成し、発 送する。 4 賦課更正事務 当初賦課後に、課税資料や調査により賦課内 容を変更した場合、変更した内容通知する。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務づけら れない。
令和7年3月31日	(続き)	-	5 調査事務 (1)扶養調査 扶養申告内容について申告内容に誤りがな いか調査し、申告誤りがある場合には賦課内容 の更正を行う。 (2)税務署通知 調査により賦課決定内容に更正が発生する 場合、税務署側でも所得税の修正を行う必要 があるため、市が把握した更正内容を所轄の税 務署へ通知する。 6 証明書交付事務 交付申請に基づき、課税所得証明書を交付す る。 【特定個人情報を使用して実施する事務の具体 的な内容】 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)(以下「番号法」という。))に従い、以 下の事務で取り扱う。 1 個人番号の取得 (1)住登外システムから個人番号を取得する。 (2)課税資料に記載された個人番号より、未登 録の個人番号を取得し、住民基本台帳ネット ワークCS端末より、個人番号を基に住登外者 の個人番号を取得し住登外システムに入力す る。 (3)未登録であった場合、住民基本台帳ネット ワークCS端末より、4情報(氏名、住所、性別、 生年月日)を基に住登外者の個人番号を取得 し住登外システムに入力する。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務づけら れない。
令和7年3月31日	(続き)	-	2 個人番号の利用 (1)本人確認(真正性確認) 本人確認の際、個人住民税システムに登録さ れているデータから本人を特定する手段として 個人番号を利用する。 (2)個人番号による個人の特定(個人番号に よる宛名付設) 課税資料に記載された個人番号を個人特定 の条件として利用する。 (3)帳票への印字 申告書及び納税通知書等に個人番号を出力 する。(当面は出力しない。) 3 特定個人情報の提供 個人番号を含むデータを団体内統合宛名シ ステムへアップロードし、団体内統合宛名シ ステムから中間サーバへ送信する。 4 特定個人情報の利用 (1)中間サーバを通じ生活保護受給情報の 照会等を行う。 (2)中間サーバを通じ障害者手帳等情報の 照会等を行う。 (3)中間サーバを通じ他自治体の個人住民 税納税義務者の所得情報の照会等を行う。 (4)中間サーバを通じ他自治体の個人住民 税納税義務者の扶養関係情報の照会等を行 う。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務づけら れない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	(続き)	-	<中間サーバ・団体統合宛名システムにおける事務の内容> 1 新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(団体統合宛名システム要件) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(団体統合宛名システム、中間サーバ要件) 3 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(団体統合宛名システム、中間サーバ要件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納システム、滞納整理システム、宛名システム、ズバツと課税状況、地方税ポータルシステム(eLTAX)、国税連携システム、住民税課税支援システム、固定資産評価支援システム、家屋評価システム、共通基盤システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、住登外システム、住民基本台帳ネットワークシステム、証明書交付システム、課税職人エキスパート9	個人住民税システム、宛名システム、ズバツと課税状況、地方税ポータルシステム(eLTAX)、国税連携システム、住民税課税支援システム、共通基盤システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、住登外システム、住民基本台帳ネットワークシステム、証明書交付システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年3月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	①個人住民税特定個人情報ファイル ②固定資産税特定個人情報ファイル ③軽自動車税特定個人情報ファイル ④収納特定個人情報ファイル ⑤滞納整理特定個人情報ファイル	個人住民税特定個人情報ファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表第1に規定された事務 <番号法別表第1> 上覧 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収 又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・第19条第9号 ②番号法施行令(平成26年政令第155号) 第22条 ③番号法施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号) 第19条 ④番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条 ⑤行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務において個人番号を利用する	1 番号法第9条第1項 別表24の項に規定された事務 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条 以上の法令上の根拠より、個人住民税の賦課に関する事務において個人番号を利用する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<別表第2における情報提供の根拠> ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第19条(特定個人情報の提供の制限) 第8号:(第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項):1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ②番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第7号) <別表第2における情報照会の根拠> ①番号法第19条第8号 ②番号法別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの:27の項 ③主務省令 ・別表第二省令第20条	1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 (2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項:1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 (2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人情報利用事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの:48の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報保護ファイルの取扱いに関する問合せ	〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 税務部 市民税課 電話:06-6384-1243	〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 税務部 市民税課 電話:050-1721-2523	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・入力作業員、審査作業員を異なる担当者で行い入力ミスを軽減する ・特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所へ施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。 ・窓口で対面にて受け取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所へ管理する運用を徹底する。 ・特定個人情報が記録された電子データについて、媒体を使用する場合は定められた担当者が作業を行うこととする。担当者は電子記憶媒体を使った事務が完了したら、速やかに電子記憶媒体から電子データを消去する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	[○]全項目評価書又は重点項目評価を実施する	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。